

# 個人事業主を巡る状況と事業承継に係る課題について

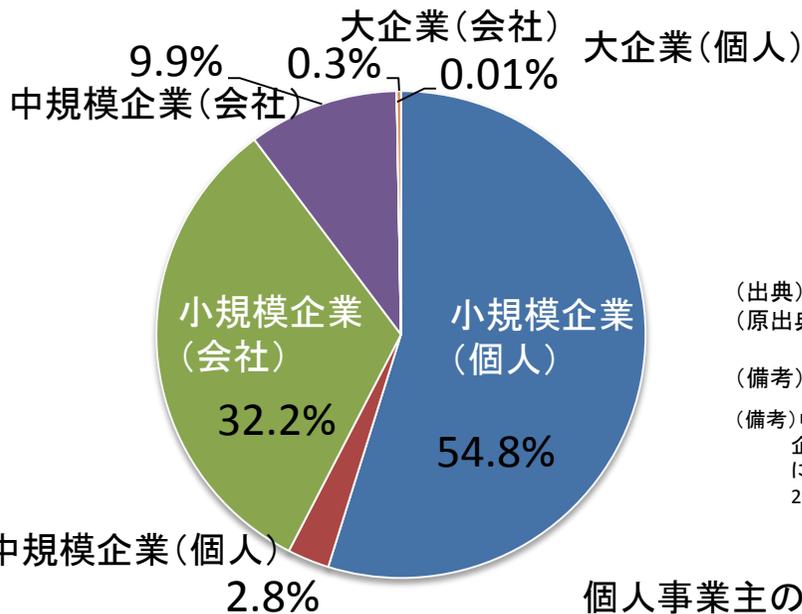
平成26年5月  
中小企業庁

# 1. 個人事業主の意義

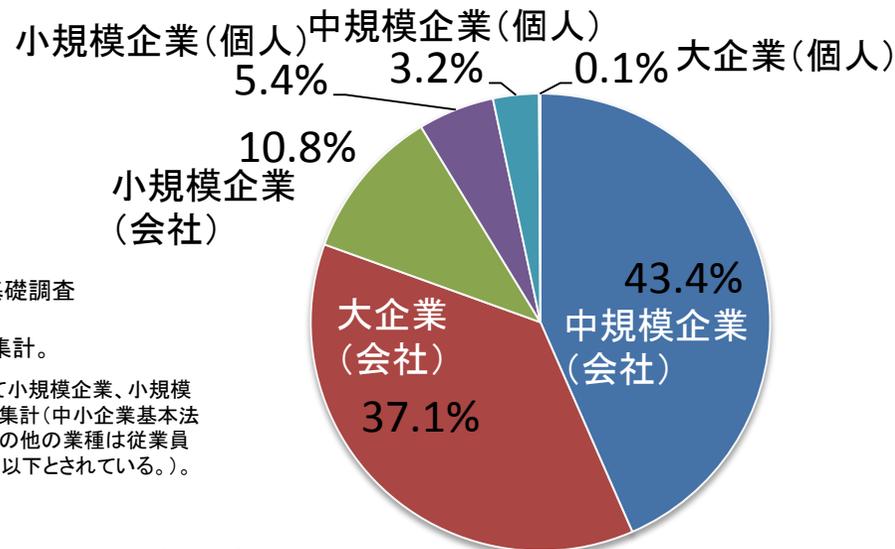
# 1-1 規模別・形態別に見た我が国企業と雇用者の内訳

○我が国の企業のうち、57.6%を個人事業主が占めるが、常用雇用者(主に正社員・正職員)に占める割合は約8.7%。個人事業主の数は減少傾向にあり、2009年では、1999年と比べて約77万者(約24%)減少しているものの、小規模企業の約6割(63%)は個人事業主であり、我が国における経済主体の重要な一翼を担う。

我が国の規模・形態別企業数

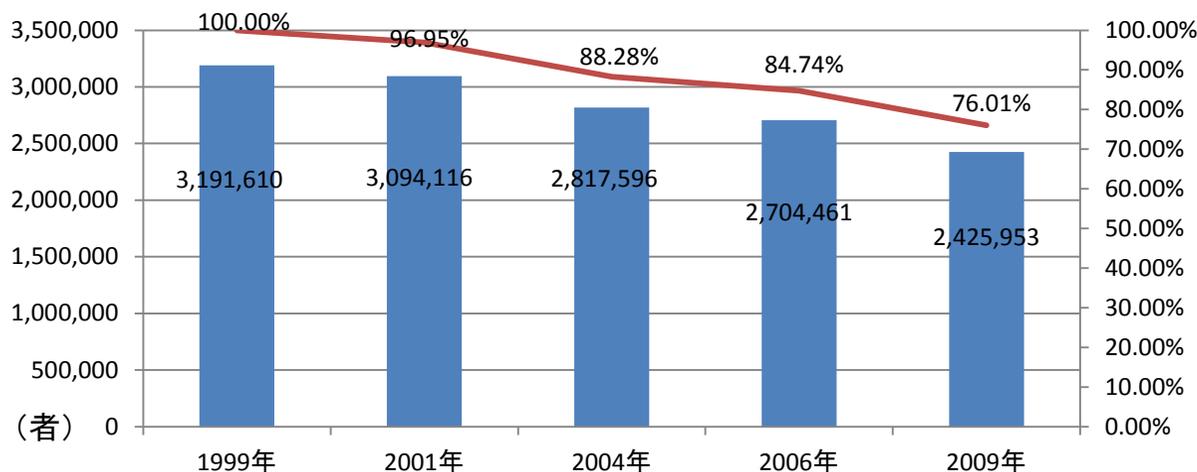


我が国の規模・形態別の常用雇用者数



(出典) 中小企業白書2013  
 (原出典) 平成21年経済センサス-基礎調査  
 再編加工  
 (備考) 非一次産業の企業ベースで集計。  
 (備考) 中小企業基本法の定義に照らして小規模企業、小規模企業以外を中規模企業と区分して集計(中小企業基本法において小規模企業は、製造業その他の業種は従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下とされている。)

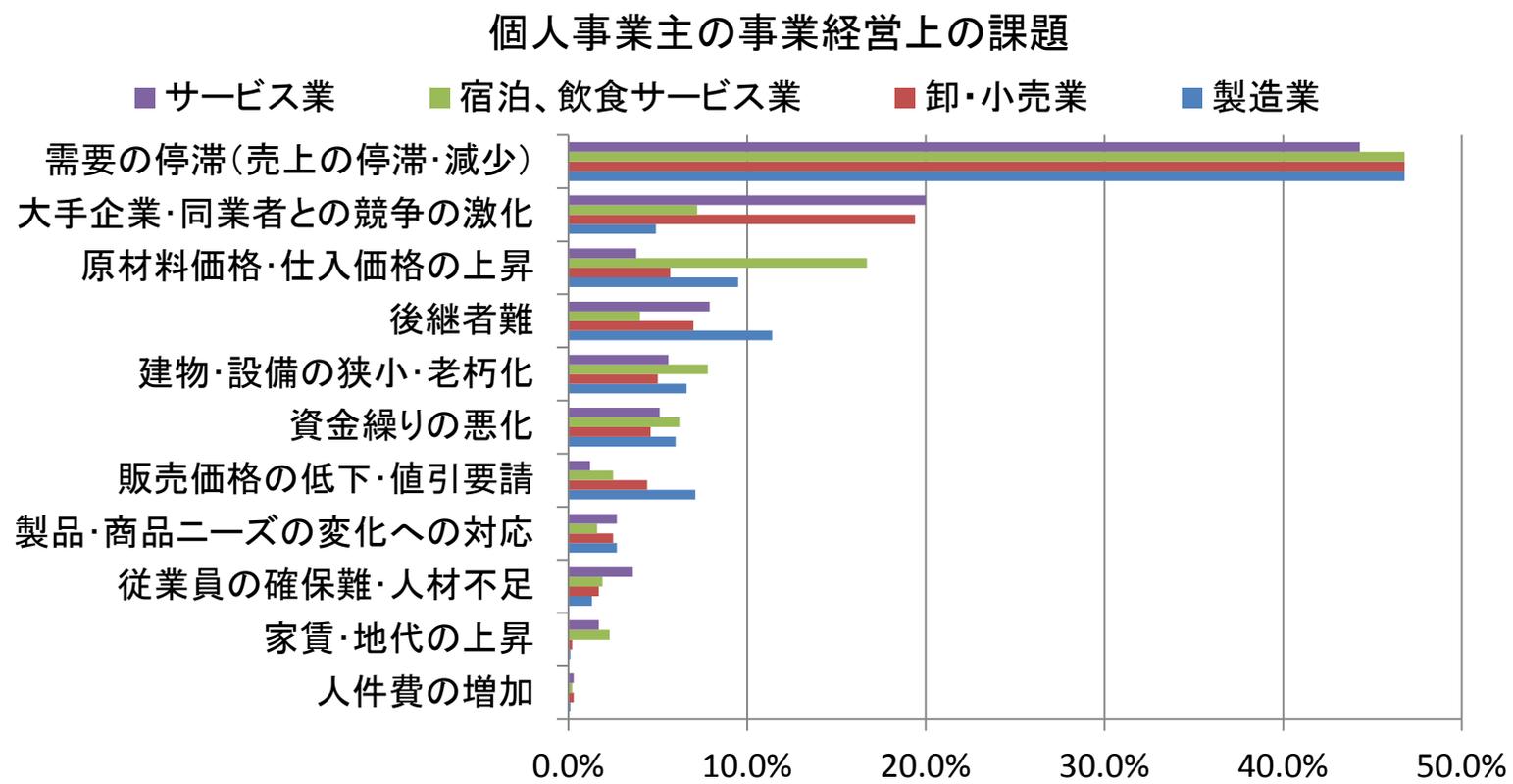
個人事業主の数の推移と個人事業主の減少割合



(出典) 事業所・企業統計調査  
 平成21年経済センサス-基礎調査  
 (備考) 非一次産業の企業ベースで集計。  
 1999年を100%として、各年度の減少割合を算出。

# 1-2 個人事業主の経営課題

- 個人事業主の直面する事業経営上の課題は多岐にわたっているが、全ての業種において最も大きい課題は、需要の停滞(売上の停滞・減少)となっている。
- 次点の事業経営上の課題は業種毎に異なっており、サービス業、卸・小売業では、大手企業・同業者との競争激化、宿泊・飲食サービス業では原材料価格・仕入価格の上昇、製造業では後継者難を課題として挙げる割合が多く、3位には、サービス業、卸・小売業で後継者難、宿泊、飲食サービス業では、建物・設備の狭小・老朽化、製造業では原材料価格・仕入価格の上昇となっている。
- 個人事業主の抱える経営課題の上位3位は、概ね、需要停滞、競争激化、後継者難である。



(出典)個人企業経済調査(構造編)平成24年結果

1-3 個人事業主の役割と支援を講じる必要性① ～小規模企業基本政策小委員会報告書から～

○小規模企業の6割を個人事業主が占めている中で、平成26年2月にとりまとめられた「小規模企業の振興を図るための施策のあり方について」(小規模企業基本政策小委員会報告書)においては、小規模事業者を、①国内外の新たな需要の開拓、②創業等を通じた個人の能力の発揮、③地域経済への貢献、の3つの役割に分類し、それぞれの特徴・課題が挙げられている。

○この特徴・課題は前頁に掲げている個人事業主の直面する主な経営課題(需要停滞、競争激化、後継者難)とも合致している。

○さらに、同報告書では、企業内の組織体制別の類型化もされており、自らの技能を活かし、**会社形態をとらずにフリーランスで活躍**するような小規模事業者がいることや、**経営者や従業員、さらには家族経営の場合家族の様々な事情(病気や高齢化等)により事業自体が左右される等の脆弱性**を有することから、**これらの企業にも光をあて、政策を届けていくことに重点を置くことが必要**であるとされている。

【役割等】	分類	役割	特徴・課題
	国内外の新たな需要の開拓	小規模事業者は、信頼関係に基づく需要の開拓を行い、また、地元の需要を賄い、生活基盤を支えるという役割がある	日本全体の人口が減少し、 <b>需要獲得をめぐる競争が激化</b> する中で、経済の規模が働かないため価格競争に弱く、またリスク吸収力も弱い小規模事業者は不利な立場にある
	創業等を通じた個人の能力の発揮	小規模事業者は若者や女性を含む多様な人材に対して様々な価値観に基づく多様な働き方を提供しており、また我が国全体として雇用の拡大に貢献している。	自営業主の平均年齢が60歳に近づく等、経営者の高齢化が進む中で、規模の小ささゆえに事業の存続が個人の能力に大きく依存しているため <b>後継者不足等が経営の悪化や廃業に直結</b> している。
	地域経済への貢献	小規模事業者は、特に地方における経済や雇用の重要な担い手となっている。	<b>小規模事業者は商圏が狭く、新たな商圏に事業を展開していくハードルも高いことから地域経済と表裏一体の側面を有しているため、当該企業が立地する地域の環境の変化(人口の増減、中規模企業の海外進出等)に対して特に脆弱</b> である。今後日本全体として人口減少が加速する中で、特に地域での影響は大きく、地域によっては事業の継続自体が困難となる可能性がある。

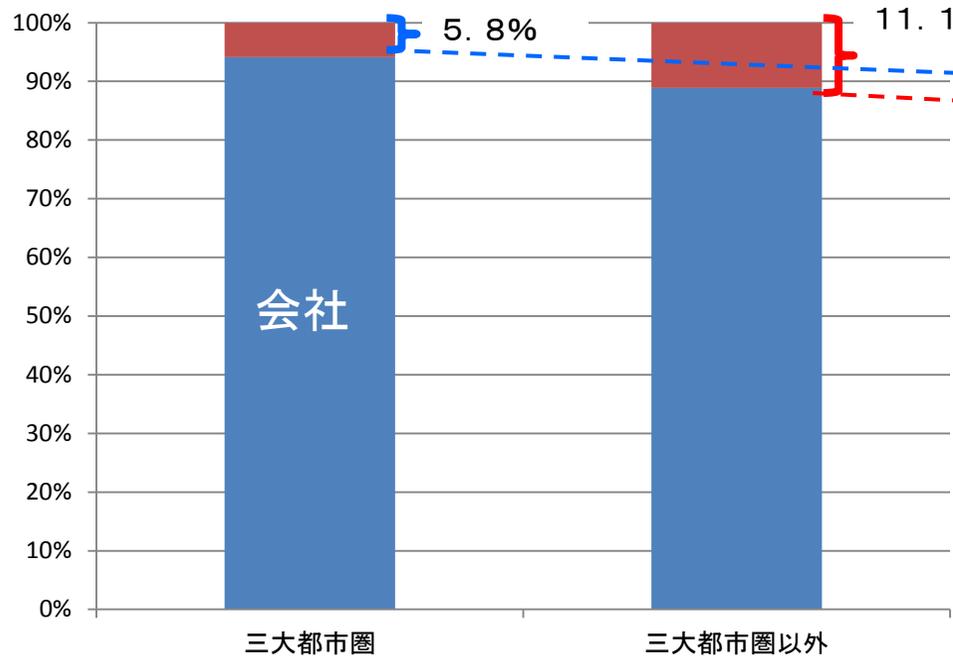


# 1-4 個人事業主の役割と支援を講じる必要性② ~データ面から~

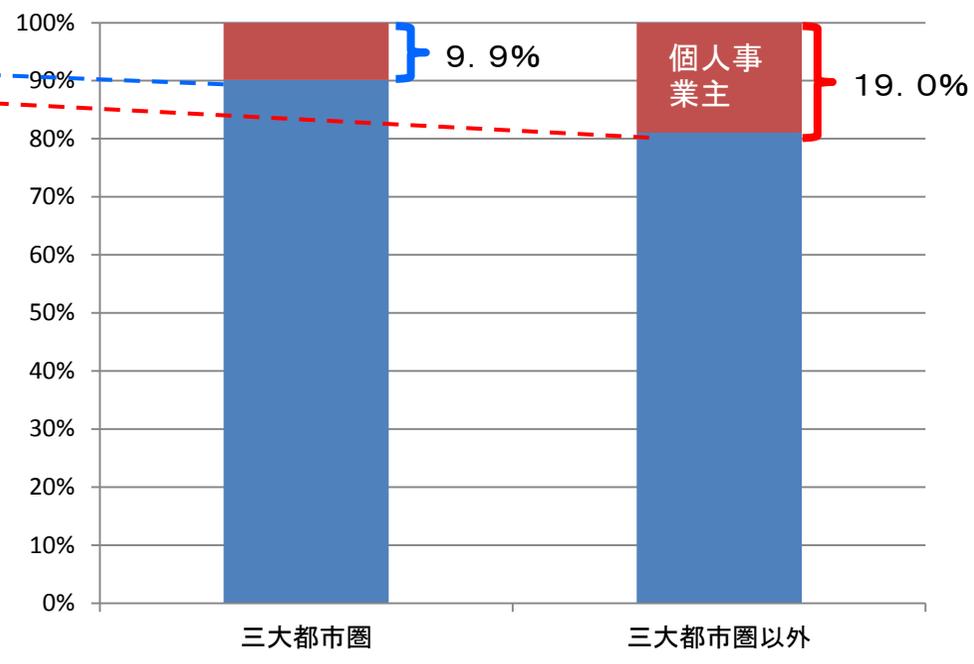
- 前頁の整理を参考として、データ的に見ると、常用雇用者(≒正社員・正職員)ではなく、パート、アルバイト等を含めた従業員数では、個人事業主における雇用の貢献は高くなる。
- 実際、会社と比べて、個人事業主では従業員に占めるパート・アルバイト等の割合は高い(平成25年度中小企業実態基本調査によれば、従業員に占めるパート・アルバイト及び臨時・日雇雇用者の割合は会社の36.8%に対して53.9%)。

**【論点1】個人事業主は、若者や女性を含む多様な人材に対して様々な価値観に基づく働き方を提供し、地域社会における雇用を維持すると考えられることから、個人事業主の経営の維持自体に、地域の生活基盤を支えるという社会的意義を有していると考えられるのではないか。**

常用雇用者の企業形態別の構成比



従業員の企業形態別の構成比



(出典)平成24年度経済センサス活動調査  
 (備考)小規模企業基本政策小委員会の図表を参考として、三大都市圏に属する都府県を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県としている。

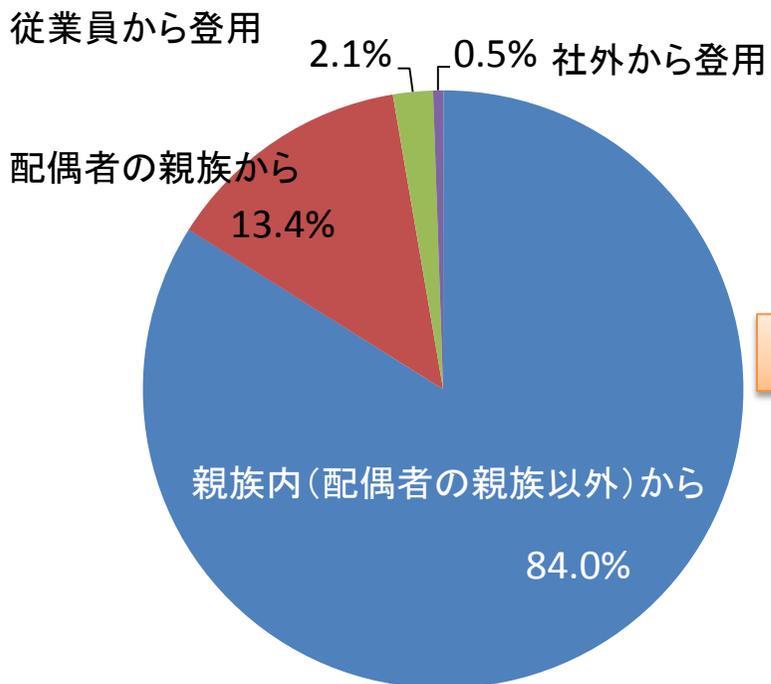
## 2. 個人事業主の事業承継を巡る概観と課題

## 2-1 個人事業主の事業承継の傾向

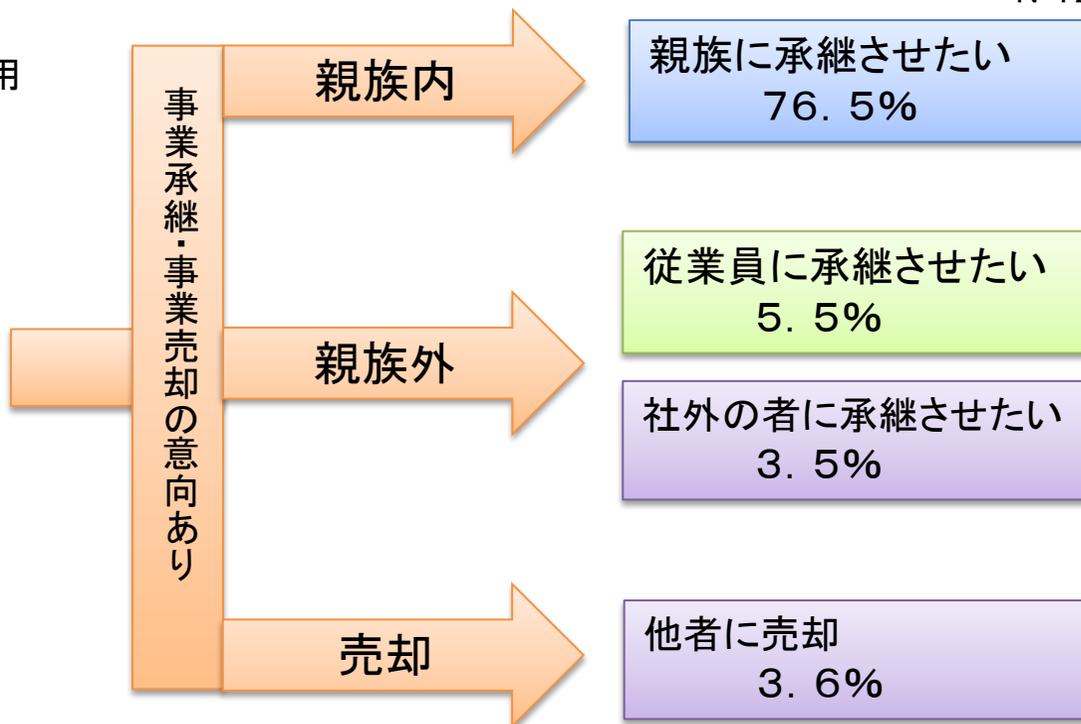
○現在、二代目以降となる個人事業主について、先代の個人事業主との関係を見ると、親族内が97.4%となっており、会社の二代目経営者の親族内承継での承継が80.5%であることと比較しても、個人事業主は、これまで親族内で承継してきた傾向が伺える。

○60歳以上の個人事業主の将来の事業承継の意向を見ると、過去の事業承継の傾向と比較して、親族外承継（従業員、社外の者への承継）が9%、他社への売却が3.6%と、後継者難等を背景として、親族外承継等も視野に入ってきていると考えられるが、中小会社（将来の親族外承継意向：約27%）と比較して見ると、個人事業主は、依然として親族内承継の意向が強いと考えられる。

二代目以降個人事業主の先代経営者との関係  
N=748



60歳以上個人事業主の事業承継等の将来の意向  
N=723



【未定】10.9%

## 2-2 個人事業主の事業承継の課題

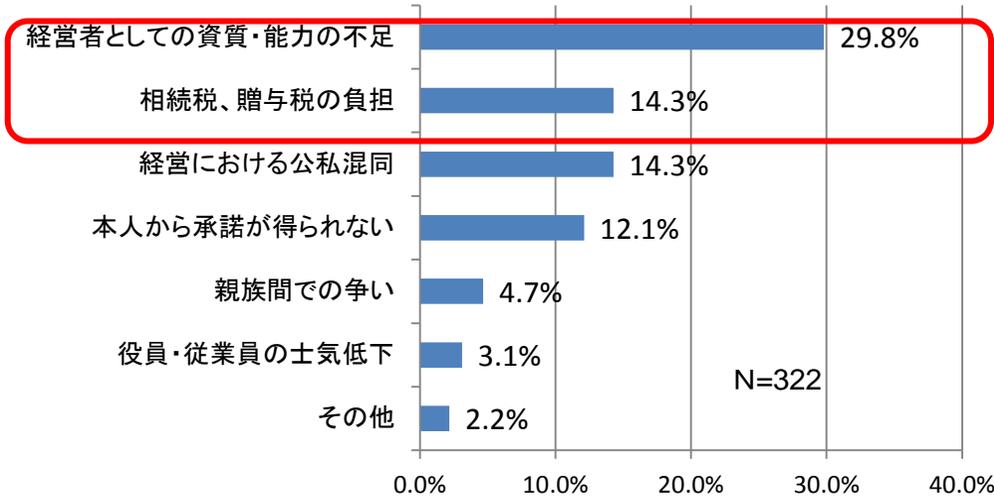
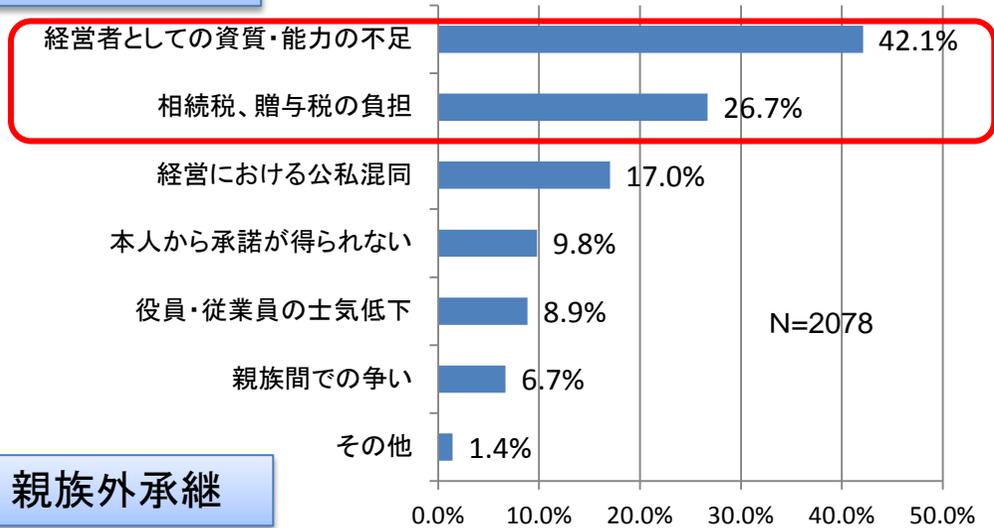
○親族内承継の課題は、会社と変わらず、後継者の資質・能力の不足、相続税・贈与税の負担が上位に挙げられる。親族外承継の課題は、事業用資産の買取りが困難とする回答が最も多くなっている(会社では借入金の個人保証の引継ぎが課題とする回答が最も多くなっていたが、個人事業主の場合、経営者保証(第三者保証)ではないことから回答が上がっていないとも考えられる。)

○親族内外共通の課題は、第一に、資産移転に係る問題であると考えられる。

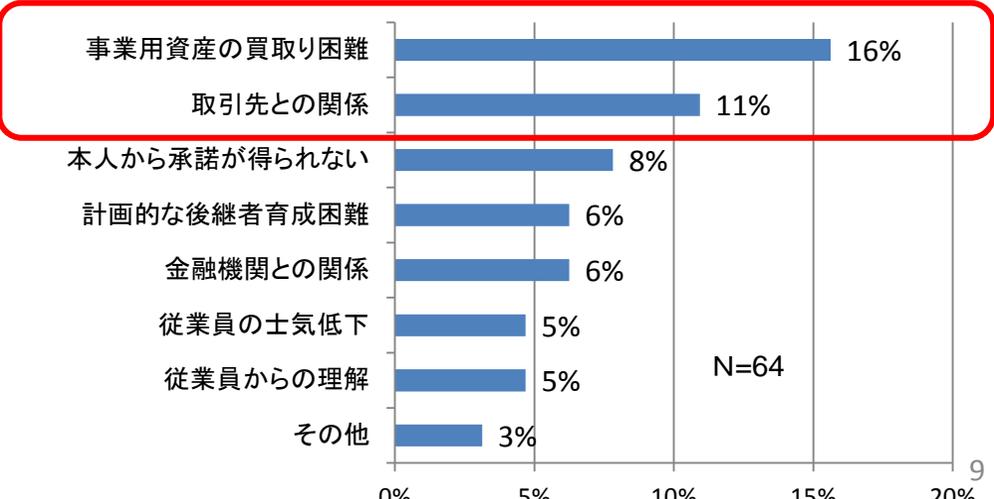
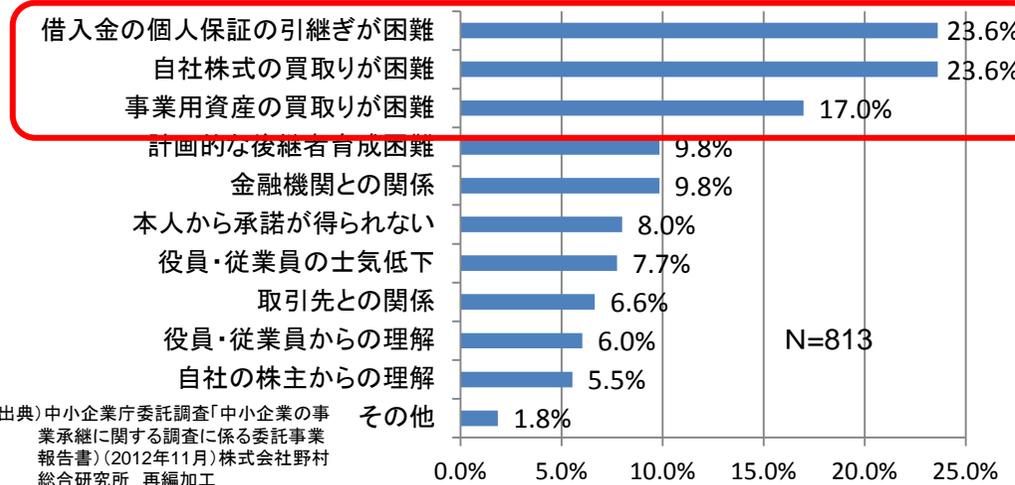
### 親族内承継

【会社】

【個人事業主】



### 親族外承継



(出典)中小企業庁委託調査「中小企業の事業承継に関する調査に係る委託事業報告書」(2012年11月)株式会社野村総合研究所 再編加工

### 3 個人事業主の事業承継に対する支援

### 3-1 会社と個人事業主に対する事業承継支援の比較

- 個人事業主については、これまで、経営承継円滑化法に基づく金融支援や小規模宅地等の計算の特例(小規模宅地特例)を講じてきた。
- 今般、小規模企業振興基本法案が国会に提出され、同法案が成立すれば、小規模企業者に係る事業承継の円滑化を図るための施策を講じることが求められるところ、会社と比べて、小規模企業の約6割を占める個人事業主に係る一部の支援措置が十分に講じられているとはいえない。

**【論点2】個人事業主の事業承継の円滑化に係る支援を検討する必要があるのではないか。その際、個人事業主の事業承継の課題は、第一に、資産の移転であるため、まず、資産の移転に対応する支援について検討すべきではないか。その上で親族内承継における課題である後継者教育支援など他の支援をどう考えるか。**

事業承継に係る 支援措置の比較	会社		個人事業主	
	親族内	親族外	親族内	親族外
民法特例	○ (推定相続人のみ)	×	×	×
金融支援	○	○	○	○
税制	○ ※株式 会社の資産の全部=株式に化体 ただし、対象は株式の2/3の80%	○ (※平成27年1月から)	△ (事業用土地のみ)	△ (事業用土地のみ)

※その他予算事業として、セミナー等を実施(会社、個人事業主共通)

#### 小規模企業振興基本法案(第186回国会提出)

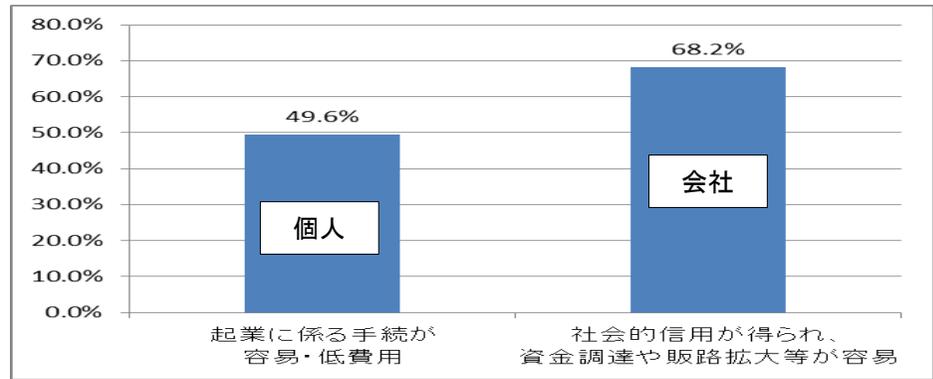
第16条 (小規模企業の創業の促進及び小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化)

2 国は、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 3-2 個人事業主と法人(会社)との関係

- 起業時の事業形態として会社(法人)を選択する者は「社会的信用が得られ、資金調達や販路拡大等が容易」であることを一番の理由に挙げている。
- こうした中で、現に事業を営んでいる個人事業主の今後の事業展開の意向を見ると、「現状のまま維持したい」という回答が最も多くなっており、事業拡大意向を持つ個人事業主は少なく、実際、法人化の予定がある割合も約1%にとどまる。
- 個人事業主が法人成りして、事業承継に係る支援を受ければ良いという考え方は、大多数の個人事業主の実態・意向にそぐわないと考えられ、個人事業主の事業承継に係る支援を検討することが必要。

#### 起業時の個人事業主・会社の事業形態選択理由(第1位)の比較



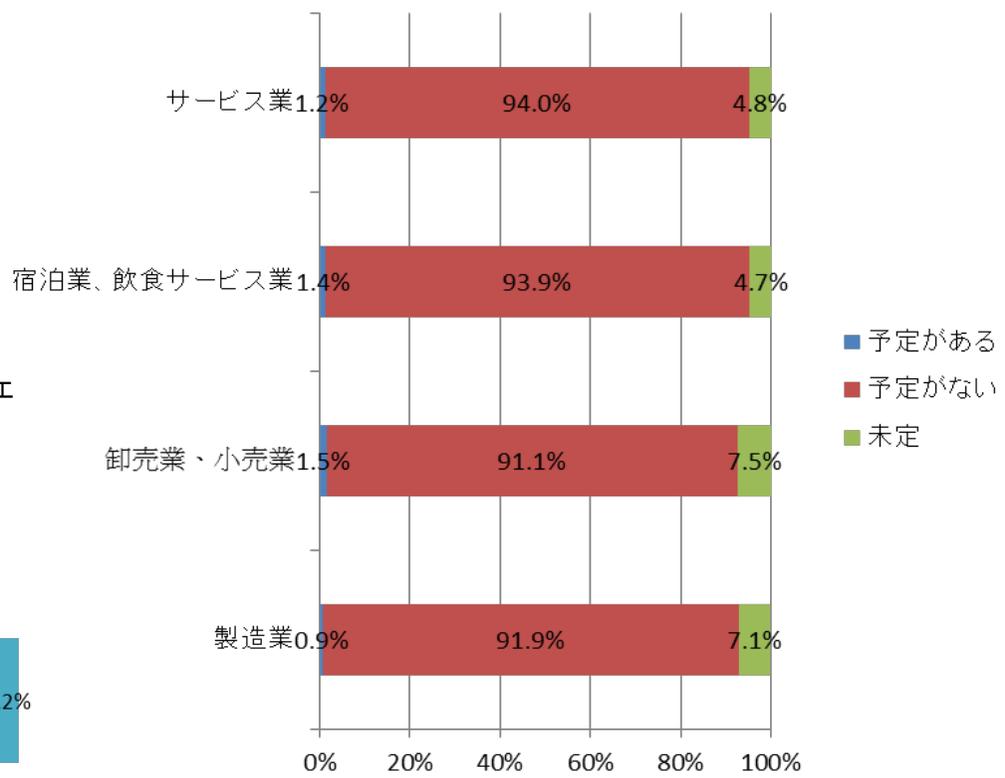
(出典)中小企業庁委託「起業に関する実態調査」(2010年12月、株式会社帝国データバンク)再編加工

#### 個人事業主の今後の事業展開



(出典)「平成24年個人企業経済調査(構造編)」(総務省) 再編・加工  
 (注)本調査における選択肢のうち「事業の拡大・店舗の増設を図りたい」、「事業の共同化・協業化・チェーン組織への加盟を図りたい」、「経営の多角化を図りたい」、「事業の専門化を図りたい」を「事業の規模の拡大」として、「事業の規模を縮小したい」、「転業したい」、「休業したい」、「廃業したい」を「事業の規模の縮小」として5つに分類・集約し、各業種の割合を合算して集計。

#### 業種別の法人化の予定



(出典)「平成24年個人企業経済調査(構造編)」(総務省)

### 3-3 個人事業主と法人(会社)の違い

- 法人の場合、設立や役員変更や本店移転等に係る登記等の手続が必要となることや、計算書類の公告が求められるなど、個人事業主であることに比べて、手続面や費用負担でコストを要することとなる。
- 社会保険の面でも、法人の場合には強制加入である一方、個人事業主の場合、従業員が5人未満であれば任意の加入となり、従業員が少ない場合には事業主負担で差が生じる。
- さらに、法人の場合、一般的に申告書類の作成や添付書類が個人事業主と比べて多く、税理士に依頼することが一般的である一方、個人事業主の場合、その事業規模等に応じて税理士に依頼するケース、依頼しないケースがある。
- 以上のような手続面、費用面でのコストを勘案しつつ、身の丈にあった企業形態を選択していると考えられる。

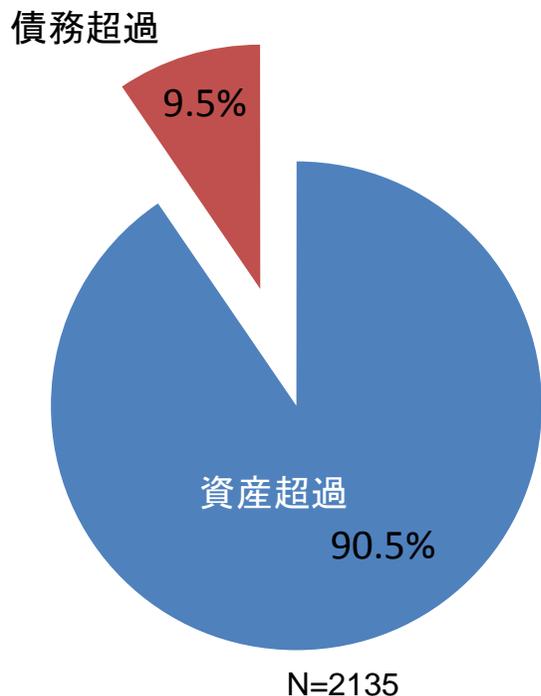
#### 法人と個人事業主の手続等の比較

	法人	個人事業主
設立時の手続	法人設立の登記費用等が20～30万円必要。	設立費用なし。
変更事項があった場合	役員の変更や本店の移転があったとき等は登記をする必要があり、登記費用がかかる。	登記義務なし。
計算書類の公告	株式会社は法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終了後、遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない(会社法第440条1項)。	公告義務なし。
社会保険	社会保険に加入をしなければならない(強制加入)。	原則として従業員が5人以上の事業所は加入。
税理士手数料	申告書の作成等を税理士に依頼することが多くなるため、税理士費用が発生。	ケースバイケース。

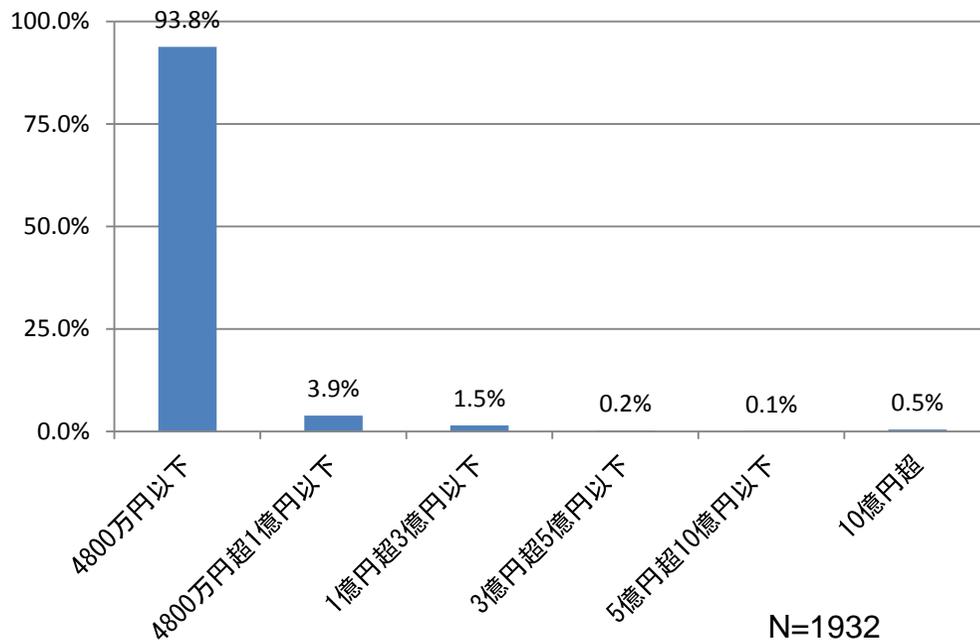
### 3-3 個人事業主の事業用資産規模

- 生活用の個人資産を除き、個人事業主の事業用の資産及び負債の状況について見ると、資産超過の個人事業主が全体の約9割を占めている。
- 相続税の(平成27年1月以降の)基礎控除額である4800万円(法定相続人3名と仮定)を超える個人事業主は、資産超過の個人事業主の6.2%となっている。

個人事業主の資産超過割合



純資産階級別の個人事業主の数



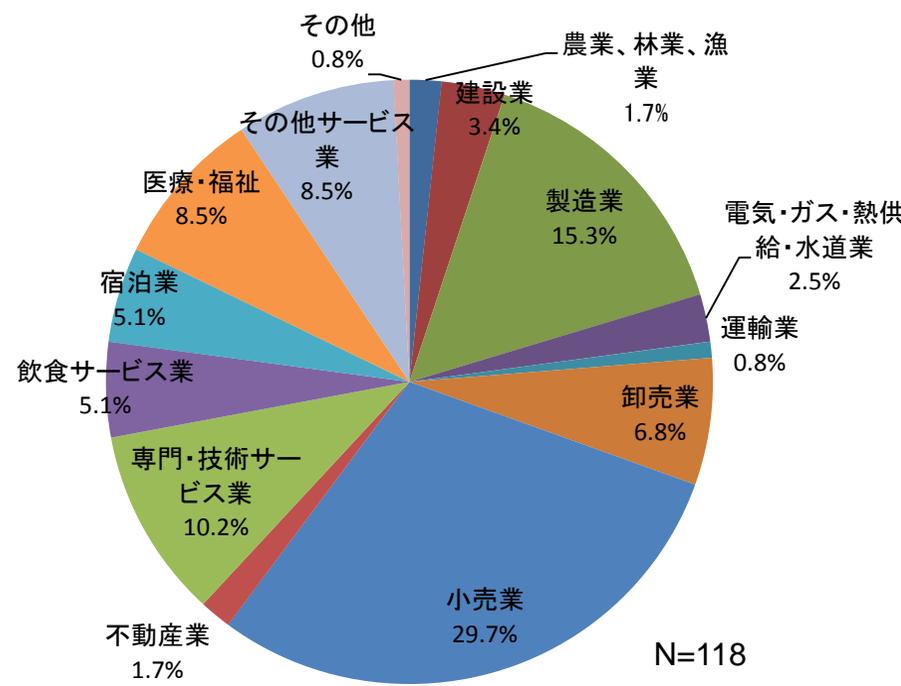
(出典) 中小企業庁委託調査「中小企業における事業承継に関する調査」(2014年2月)株式会社野村総合研究所、独立行政法人中小企業基盤整備機構「事業承継の取り組みに関するアンケート調査」(2014年3月)再編加工。

(備考) 事業用の資産-負債を純資産として、純資産がゼロ以上の個人事業主を資産超過、マイナスを債務超過としている。

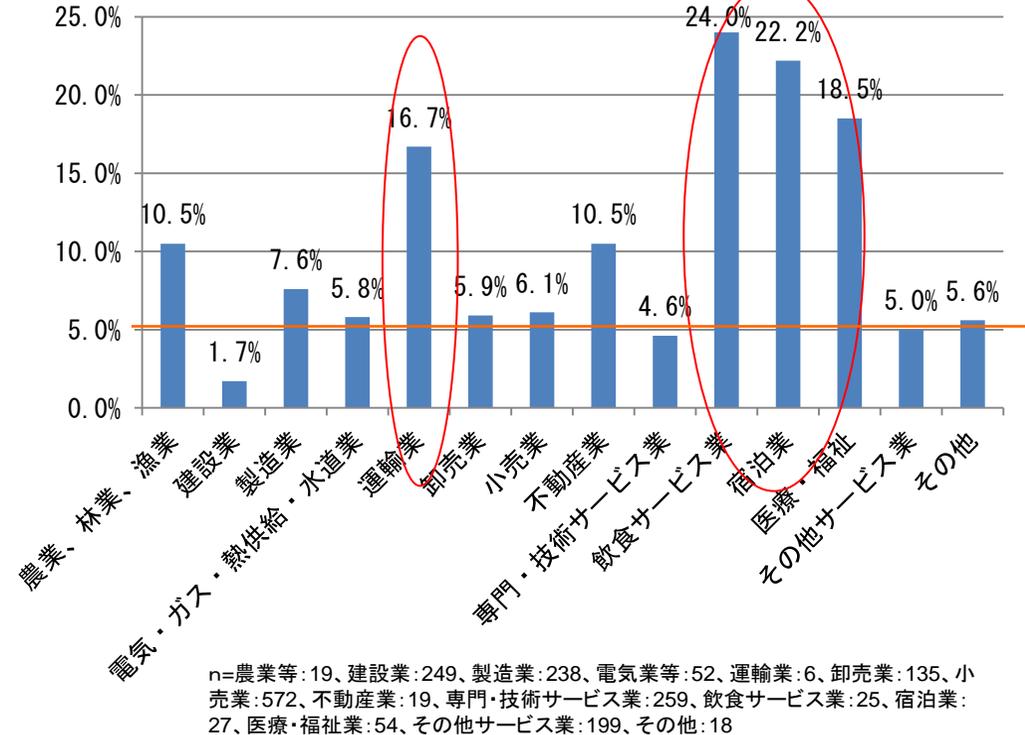
### 3-4 純資産が4800万円を超える個人事業主の業種

- 4800万円超の純資産となっている事業用資産を有する個人事業主の業種の構成を見ると、業種に偏りは見られず、ほぼ全ての業種で純資産4800万円超の個人事業主が見られる。
- 他方で、業種別に、資産超過の個人事業主のうち、純資産が4800万円超の個人事業主を見ると、(nが少ない点に留意が必要ではあるが)運輸業、飲食サービス業、宿泊業、医療・福祉業などいくつかの業種において、資産超過の個人事業主全体に占める純資産4800万円超の個人事業主の割合である6.2%を超えた割合で、純資産4800万円超の個人事業主が見られる。

純資産4800万円超の個人事業主の業種



業種別に見た資産超過個人事業主全体に占める純資産4800万円超個人事業主の割合



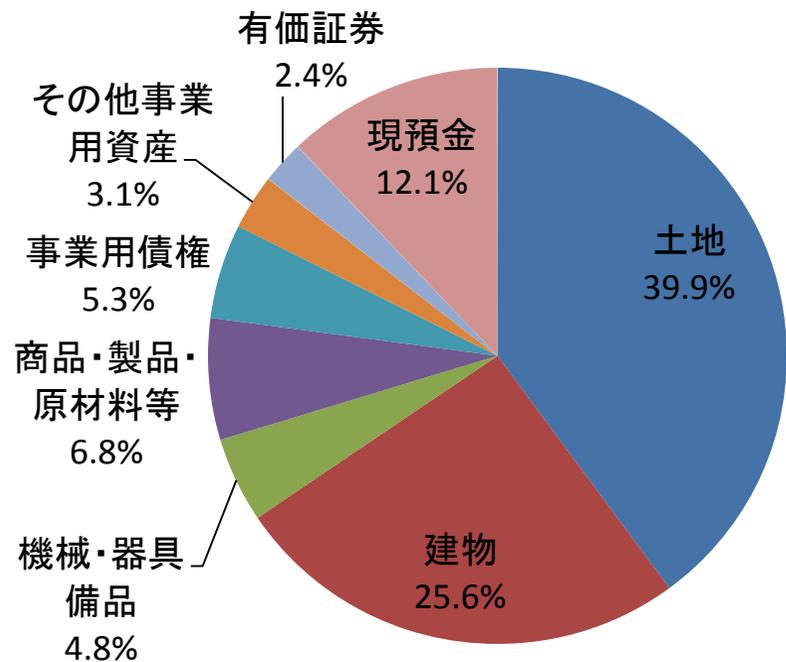
(出典)中小企業庁委託調査「中小企業における事業承継に関する調査」(2014年2月)株式会社野村総合研究所、独立行政法人中小企業基盤整備機構「事業承継の取り組みに関するアンケート調査」(2014年3月)再編加工。

(備考)事業用の資産-負債を純資産として、純資産がゼロ以上の個人事業主を資産超過、マイナスを債務超過としている。

### 3-5 純資産4800万円超の個人事業主の事業用資産の構成

- 純資産4800万円超の個人事業主の事業用資産の構成は、土地が39.9%、建物が25.6%となっており、全体の約6割は土地、建物の不動産が占めている。
- マクロベースでの相続税の課税財産の構成を見ると、不動産が約5割と、純資産4800万円超の個人事業主の事業用資産の構成と大きな差は見られない。
- マクロベースでの相続税の課税財産は、生活用財産も含めた全体であり、かつ、帳簿価格と課税価格が異なるため、一概の比較はできないが、純資産4800万円超の個人事業主の事業用資産の6割を占める不動産のうち、建物のウエイトは大きいのではないかと考えられる。

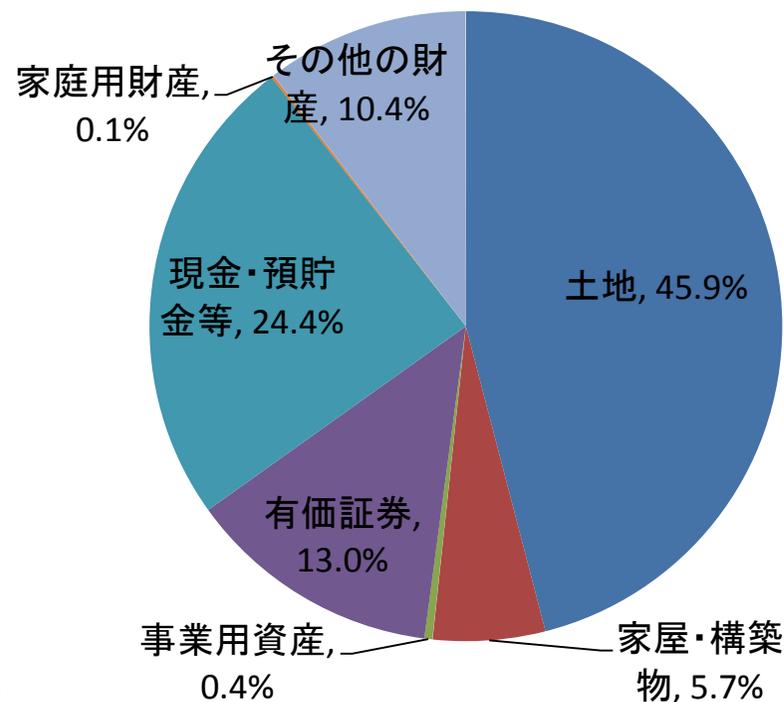
純資産4800万円超の個人事業主の事業用資産の資産別の構成



(出典) 中小企業庁委託調査「中小企業における事業承継に関する調査」(2014年2月) 株式会社野村総合研究所、独立行政法人中小企業基盤整備機構「事業承継の取り組みに関するアンケート調査」(2014年3月)再編加工。

(備考) 帳簿価格ベースで、それぞれの資産ごとにデータ全体の上限下限5%を除いた上で、残りのデータを平均したことによる構成比。

相続税の課税資産の内訳(2011年)



(出典) 国税庁統計年報2011年

### 3-6 小規模宅地等の計算の特例

○ 平成25年度税制改正において、小規模宅地特例(相続土地の80%評価減)について、居住用宅地の適用面積上限を拡充、居住用宅地と事業用宅地の両方で特例を受ける場合には、それぞれの適用面積上限まで特例の適用を可能としている。

**【論点3】前頁のとおり、純資産4800万円超の個人事業主の事業用資産の約6割は不動産であるが、その4割は建物が占める。個人事業主は、生活の糧を得るために、生活用財産とは別に事業用資産を有していることから、既に措置が講じられている小規模宅地等の特例(事業用土地)とは別に、個人事業主の事業継続に必要な最低限の事業用資産について配慮した措置を検討すべきではないか。**

#### 現行制度概要

##### ①「居住用宅地」を相続で取得した場合



・居住用(上限240㎡まで)  
→ 80%減額

【要件】同居親族が取得し申告期限まで居住 等

##### ②「居住用宅地」と「事業用宅地」を相続で取得した場合



・居住用(上限240㎡まで)  
・事業用(上限400㎡まで)  
→ 最大400㎡<sup>(注)</sup>まで80%減額

【要件】相続税申告期限までの事業継続 等

(注)居住用の上限240㎡で特例の適用を受けた場合には、事業用で特例の適用を受けることはできない。

#### 改正概要

・平成27年1月より施行  
(相続税改正と併せて施行)

・居住用(上限**330㎡**まで)  
→ 80%減額

【要件】同居親族が取得し申告期限まで居住 等

・居住用(上限**330㎡**まで)  
・事業用(上限400㎡まで)  
→ 最大**730㎡**まで80%減額

【要件】相続税申告期限までの事業継続 等

## 3-7 財産評価(基本ルール)

○相続税、贈与税の計算上の土地、建物、動産の評価については、国税庁の財産評価通達でその評価方法が定まっているが、同じ減価償却資産であっても、家屋とそれ以外の一般動産では評価方法が異なっている。

### (土地家屋の評価)

相続税や贈与税を計算するときに、相続や贈与などにより取得した土地や家屋を評価する必要があります。

#### (1) 土地

土地は、原則として宅地、田、畑、山林などの地目ごとに評価します。

土地の評価方法には、路線価方式と倍率方式があります。

#### イ 路線価方式

路線価方式は、路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことで、千円単位で表示しています。

路線価方式における土地の価額は、路線価をその土地の形状等に応じた奥行価格補正率などの各種補正率で補正した後、その土地の面積を乗じて計算します。

#### ロ 倍率方式

倍率方式は、路線価が定められていない地域の評価方法です。倍率方式における土地の価額は、その土地の固定資産税評価額(都税事務所、市区役所又は町村役場で確認してください。)に一定の倍率を乗じて計算します。

路線価図及び評価倍率表並びにそれぞれの見方は、国税庁ホームページで閲覧できます。

#### (2) 家屋

**固定資産税評価額に1.0倍**して評価します。

したがって、その評価額は固定資産税評価額と同じです。

(国税庁HP)

### (一般動産の評価)

**129 一般動産の価額は、原則として、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。ただし、売買実例価額、精通者意見価格等が明らかでない動産については、その動産と同種及び同規格の新品の課税時期における小売価額から、その動産の製造の時から課税時期までの期間(その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。)の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額によって評価する。(昭41直資3-19・平20課評2-5外改正)**

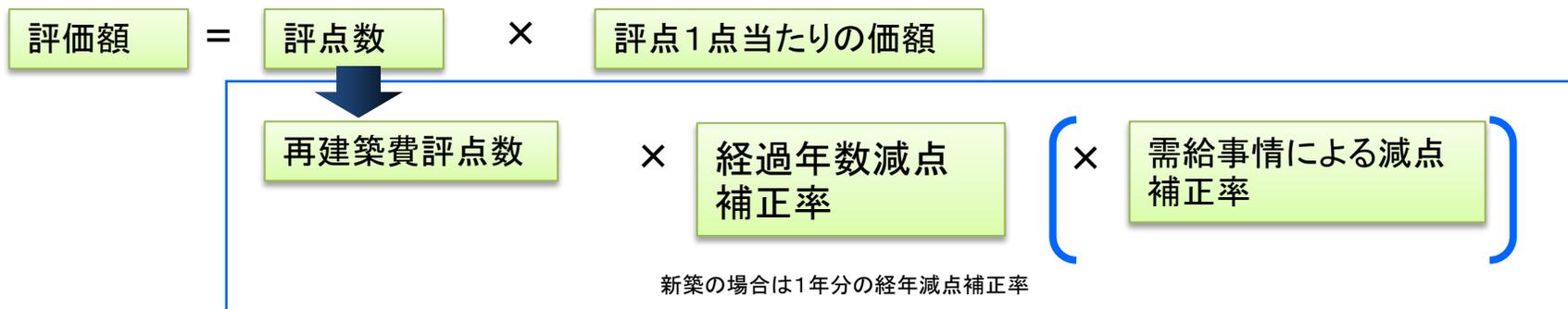
(財産評価基本通達)

### 3-8 財産評価(固定資産税評価)

- 固定資産税は、基準年度(3年毎に到来。直近は平成24年度。評価替えをする年度。)における賦課期日現在における適正な時価を評価して(評価替え)、これを原則として翌年度、翌々年度まで3年間据置きすることとされている(地方税法349条1項~3項)
- 特に、家屋に係る評価は、再建築価格(評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費)を基準として評価して、家屋の現状によって、経過年数、損耗の程度等に応ずる減価を行って評価することとされている(総務大臣が告示する固定資産評価基準)。
- 経過年数に応ずる減点補正率は、固定資産評価基準において、家屋の構造・用途・耐用年数毎に定められているが、既に耐用年数が経過した家屋については、一律0.2(20%の残存価値)とされている。

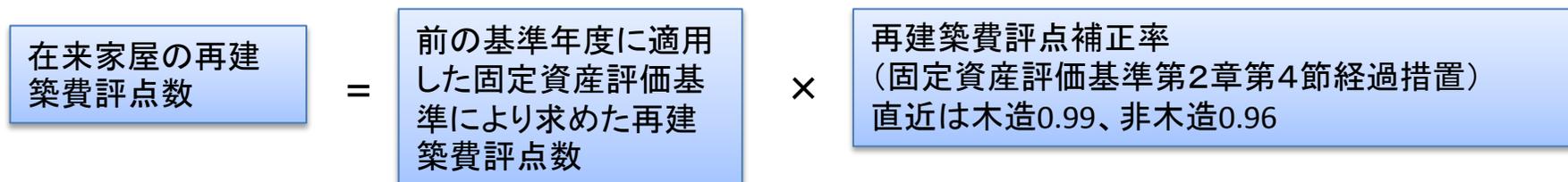
**【論点4】耐用年数が経過した建物と一般動産と比較すると、一般動産が、原則として売買実例価額等、売買実例価額等がない場合に減価償却後の残価とされていることに対して、家屋は、20%ルールにより残価が大きくなる可能性があることから、建物(事業用家屋)についての支援を検討すべきではないか。**

#### 【新築家屋】



#### 【在来の家屋】

在来家屋の再建築費評点数を基礎とした評価額 > 評価替えの前年度の価額の場合は、据置きとされている(固定資産税評価基準第2章第4節経過措置)



⇒つまり、在来家屋の再建築価額は、前の基準年度の再建築価額 × 再建築費評点補正率 × 新築時からの経過年数に応じた経年減点補正率で算出。

## 4 個人事業主の事業承継を支援する際の考え方

## 4-1 支援対象とする個人事業主の考え方

○現行の経営承継円滑化法では、第2条各号において、支援対象となる中小企業者について、「…個人であって…事業として営む者」として規定されている。中小企業者とは、基本的に営利を目的とする事業者であると考えられることから、経営承継円滑化法において想定している個人事業主とは、「営利を目的として反復継続的に事業を行っている個人」と考えられる。

○この点、税法の世界において、「営利を目的として反復継続して事業を行っている個人」を想定するとすれば、所得税法の事業所得者、不動産所得者が該当することとなると考えられる。

**【論点5】個人事業主の資産の移転に係る支援を講ずることを検討する際には、所得税法の事業所得者、不動産所得者を対象として考えるべきではないか。**

### 経営承継円滑化法

**第二条** この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

## 4-2 支援対象とする個人事業主の範囲

○仮に個人事業主の資産の移転に係る支援を講ずる際に、個人事業主を「事業所得者、不動産所得者」とだけ定義した場合には、単なるサラリーマンの副業として営んでいるような事業所得者までを含み得ることとなり、地域社会の雇用の維持等を目的として支援を講ずることとの関係で見ると不相当であると考えられる。

○また、個人事業主は、一の自然人が、生活用資産と事業用資産を保有しており、両者の区分が、個人事業主の会計上、明確に区分されていない場合にまで、支援措置を講ずることは、サラリーマンなど他の者との負担バランスを著しく逸することになると考えられる。

**【論点6】事業所得者、不動産所得者であっても、単なるサラリーマン副業による租税回避的な利用を防止するとともに、サラリーマンなど個人事業主以外の個人との負担バランスの観点から検討する必要があり、例えば、一定程度、個人の生活用資産と事業用資産の区分がされ、管理されている者に限るべきではないか。**

### 事業所得者、不動産所得者数、青色申告割合

(出典)国税庁統計年報(申告所得税 平成24年度)

	事業所得者・不動産所得者数 (人)	青色申告承認数 (人)	青色申告割合
事業所得者	3,788,666	2,097,924	55.4%
不動産所得者	1,555,847	936,345	60.2%

### 第二十五条の二

3 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの(所得税法第六十七条の規定の適用を受ける者を除く。)が、同法第百四十八条第一項の規定により、当該事業につき帳簿書類を備え付けてこれにその承認を受けている年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る取引を記録している場合(これらの所得の金額に係る一切の取引の内容を詳細に記録している場合として財務省令で定める場合に限る。)には、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額は、同法第二十六条第二項又は第二十七条第二の規定により計算した不動産所得の金額又は事業所得の金額から次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除した金額とする。

一 六十五万円

二 所得税法第二十六条第二項又は第二十七条第二項の規定により計算した不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額

5 第三項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する事項の記載並びに同項に規定する帳簿書類に基づき財務省令で定めるところにより作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、当該確定申告書をその提出期限までに提出した場合に限り、適用する。

## 4-3 個人事業主の「事業承継」の定義

○現行の経営承継円滑化法における個人事業主に係る手当について講じられている第12条第1項第2号においては、先代経営者を「他の個人である中小企業者」と、後継者を「個人である中小企業者」とした上で、「他の個人である中小企業者の死亡等に起因する当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継」としている。

○この「死亡等」という点については、「死亡又は退任」とされており、現行の経営承継円滑化法の枠組みを前提に考えれば、先代経営者の死亡又は退任を事業承継の契機と考えることが適当であると考えられる。

○この点、死亡という点は外形的に判断することも可能であるが、個人事業主は会社のように、代表者の登記制度等もないことから、個人事業主の「退任」を外形的に判断することは困難である。

**【論点7】個人事業主の資産の移転に係る支援を講ずることを検討する際には、所得税法上の先代経営者における廃業届、後継者における開業届を事業承継の要件とするべきではないか。**

**【論点8】「事業の継続」と「雇用への貢献」という趣旨から、資産の移転に係る支援を講ずる場合には、有給従業員がいること、事業承継後も事業を継続すること、当該有給従業員を事業承継後も一定期間維持すること等を要件とすべきではないか。**

### 経営承継円滑化法

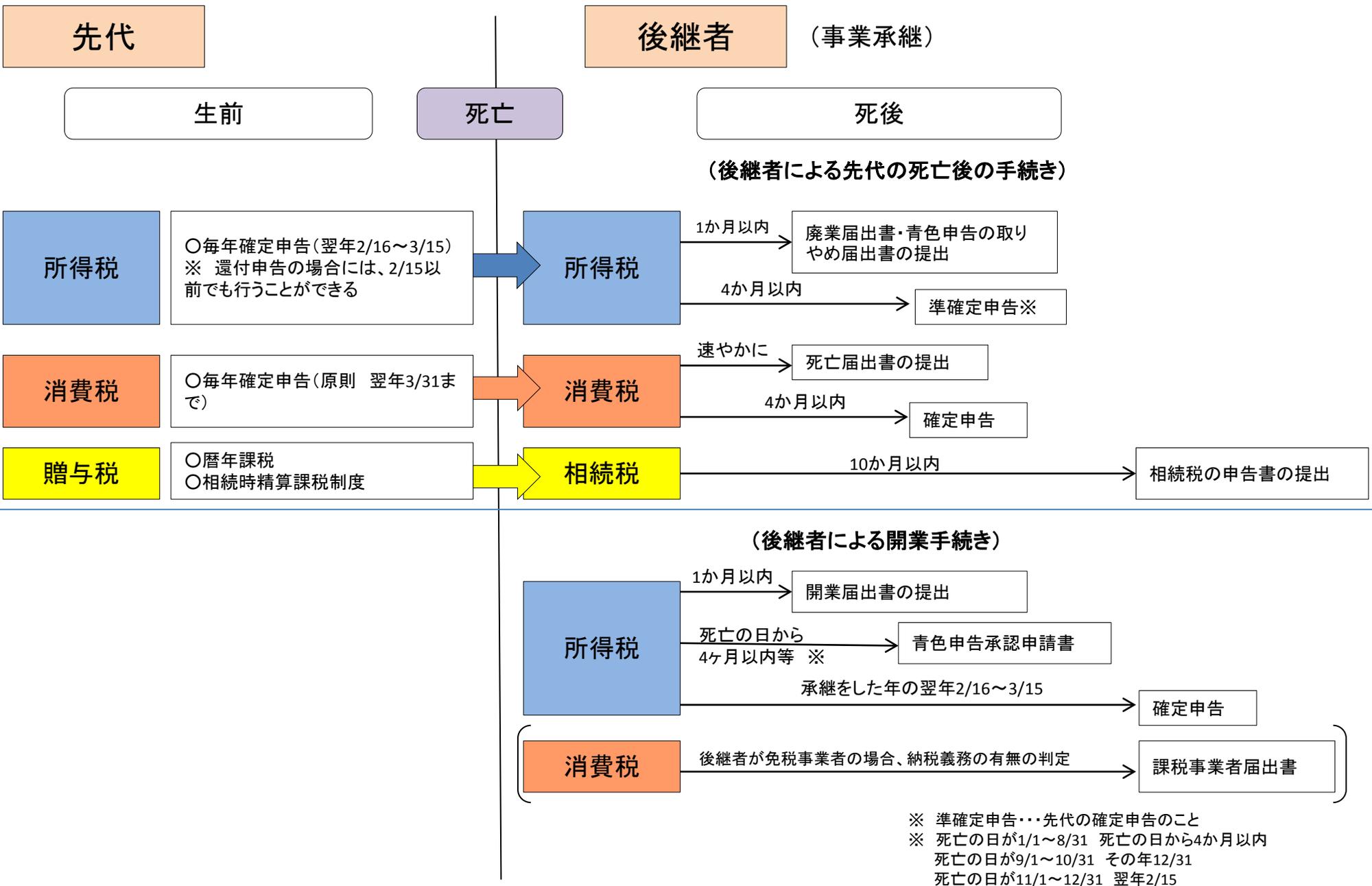
第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に該当することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。

二 個人である中小企業者 他の個人である中小企業者の死亡等に起因する当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者の資産のうち当該個人である中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該個人である中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

### 所得税法

第二百二十九条 居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

# (参考)個人事業主の死亡時に関する手続



(参考) 海外事例

EUでは、1994年12月に、中小企業の事業承継に関する勧告を採択。主な目的は中小企業の事業の継続と雇用の維持。

Commission Recommendation of 7 December 1994 on the transfer of small and medium sized enterprises

Whereas the Commission has now conducted this examination and ascertained that several thousand enterprises are obliged to cease trading every year because of insuperable difficulties affecting their transfer; whereas the winding-up of these enterprises has negative repercussions on the economic fabric of businesses and on their creditors and employees;

Whereas this loss of jobs and economic activity is all the more regrettable for not being caused by market forces, but by insufficient preparation for succession and the inadequacy of certain aspects of Member States' law, especially concerning company law, inheritance law and fiscal law;

Article 1 Objectives

Member States are invited to take the necessary measures to facilitate the transfer of small and medium-sized enterprises in order to ensure their survival and to safeguard the jobs which depend upon them.

さらに、ECでは、2012年に、“Facilitating Transfer of Business”とするガイドラインを発出。この中では、中小企業の事業の継続、雇用の維持の他、起業の手段としてもbusiness transferを推奨。

○Business transfer(事業承継)の重要性

- ・ECでは、1994年、1998年に中小企業のbusiness transferに係る相続、贈与、所得税についてのEC recommendationを発出しているがメインターゲットは家族内への承継。ただし、このパターンは変化しつつある。
- ・transferは、小さい企業ほど、現経営者の果たす役割が大きくなり困難な傾向であるが事業のライフサイクルを考えた場合には、当然起こりえる事象。
- ・今後10年でbusiness transferは、より増加していき、さらに、家族外へのbusiness transferも増えていくと予想される。企業家も一つの企業にとどまる期間は短くなっていくことが予想される。こうした事象は、企業家の年齢だけではなく、個人の早期リタイア、専門性の変化、家族の状況、競争環境の変化に伴い増加していく。

○business transfer(事業承継)を政策的に支援する必要性

- ・起業の手段は、必ずしも新規の起業だけが手段ではない。実際、business transferでの起業は、新規立上げよりも成功する可能性が高い。
- ・他方、business transferの失敗で、EUの推計では、15万の企業が失われ、60万の雇用が失われている。オーナーのスキル、性質に依存しやすい小規模企業であるため、これらはtransferしにくいので、小規模企業ほど失敗するbusiness transferになりやすい。(オーナースキル、性質に依拠している部分が大きく)小規模企業の有形資産は小さいため、評価も難しい。

# イギリスの事業承継税制

## Business Property Relief(BPR)

- ①沿革
  - －事業用資産に係る相続税の軽減措置として1976年創設(30%評価減)
  - －1992年に中小企業振興の観点から大幅に拡充。
- ②対象資産及び軽減割合
  - －非上場株式、出資持分については100%評価減。
  - －上場株式(50%以上の議決権を有している場合)、個人事業主が所有し、又は個人所有で出資を通じて事業に利用されている土地、建物、工場、機械については50%評価減。
- ③主な要件
  - －投資会社(投資事業)、不動産管理会社(不動産管理事業)、非収益組織で用いられる資産でないこと
  - －財産の移転の2年前から対象資産を保有していること
- ④その他
  - －BPR以外にも、イギリスには、生存中に贈与し、贈与後7年間贈与者が生存している場合には、当該贈与が相続税の対象となる遺産に加算されない制度(PET(Potentially Exempt Transfer))がある。

# フランスの事業承継税制

## ①沿革

- －2000年予算法で、個人事業主の事業用資産、株式の相続税の軽減措置(50%評価減)を創設。(2003年のデュトレイユ法により租税一般法典化)
- －2005年の中小企業振興法で、50%評価減を75%評価減まで拡充。

## ②対象資産及び軽減割合

- －非上場株式、出資持分、個人事業主の事業用資産(B/S上の資産全部。ただし、別荘、ヨットなど贅沢な資産を除く。)について一律75%の評価減。

## ③主な要件

(会社)・相続・贈与後3年以上継続して事業を営むこと

- ・2年以上株式保持をすることを契約でコミットすること(非上場株式であれば議決権の34%以上保有)
- ・株式保持契約満了後も4年間株式を保持すること

(個人事業主)・相続・贈与後3年以上継続して事業を営むこと

- ・贈与者が2年前から対象となる事業用資産を保有していたこと
- ・受贈者が事業用資産を4年間保持することを宣誓すること

## ④その他

- －75%評価減の代わりに、5年間事業継続すること等を要件として、30万ユーロを課税価格から控除する制度を選択可能。

# ドイツの事業承継税制

## ①沿革

- －1994年に事業用資産、農業用資産、株式について25%評価減の制度として創設。その後、22.5万ユーロ控除後、35%評価減に拡充
- －2009年から、現在の制度に改正

## ②対象資産及び軽減割合

- －直接保有25%以上の株式、個人事業主の事業用資産、農林業用資産(それぞれについて管理資産(③参照)に該当するものを除く)について85%の評価減。(残りの15%分についても45万ユーロまでは控除が認められる)

## ③主な要件

- －事業資産に占める管理資産※の割合が50%を超える場合、適用不可。

※管理資産: 第三者利用の不動産、直接保有25%以下の株式会社の株式、管理資産保有割合が50%を超える株式会社の株式、有価証券、芸術品・宝石。2013年にさらに改正されて、事業資産に占める現預金の割合が20%を超える場合、20%を超える部分は管理資産とされている。

### －相続・贈与後5年間の事業継続

- －相続・贈与後5年間に於いて、相続又は贈与前5年間の支払給与の400%を下回らないこと(年平均80%を維持)。ただし、相続又は贈与の直前の給与支払額がゼロの場合、従業員20人以下の企業については、本要件は不適用。
- －相続・贈与後5年間に於いて、相続人、受贈者が事業を売却、閉鎖した場合には、評価減とされた85%から、当該事象が発生した期間に相当する割合を差し引いた部分が控除割合となる。

## ④その他

- －その他、100%評価減となる事業承継税制として、③の要件を厳しく(5年→7年、給与支払100%維持等)制度も存在。(出典)「諸外国の創業支援及び事業承継に係る税制等の実態調査」(2013/2 新日本監査法人(中企庁委託調査)) 他